

光地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条に基づき、消防組合の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 任免及び職員数に関する状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	平成22年4月1日現在	平成22年4月1日～平成23年3月31日	
	職員数	採用者数	退職者数
消防吏員	107人	7人	3人

2 競争試験及び選考の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	競争試験			
	受験申込者数	一次合格者数	最終合格者数	採用者数
大学卒	15人	6人	3人	3人
高校卒	11人	6人	3人	3人
合計	26人	12人	6人	6人

3 給与の状況

(1) 職員給与費の状況（平成23年度当初予算）

区分	職員数 A	給与費		計 B	1人当たり
		給料	諸手当		給与費 B/A
消防組合	110人	390,307千円	261,987千円	652,294千円	5,930千円(110人)

諸手当には退職手当を含みません。

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	消防職員	
	平均給料月額	平均年齢
消防組合	288,776円	35.6歳

条例に基づく給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を控除した額

(3) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分	消防組合	国
高校卒	142,333円	140,100円
大学卒	176,118円	172,200円

条例に基づく給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を控除した額

( 4 ) 職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	内 容			
扶養手当	配偶者		13,000円	
	配偶者以外の扶養親族			
	1人目			
	配偶者がいる場合		6,500円	
	配偶者がいない場合		11,000円	
住居手当	持家		3,000円	
	借家 (家賃等に応じ)		上限29,000円	
通勤手当	交通機関利用者		運賃等の相当額 (上限55,000円)	
	自動車等利用者 (片道2km以上を距離に応じ17区分)		3,000円 ~ 43,300円	
期末勤勉手当	支給区分	期末手当	勤勉手当	合 計
	6月	1.225 月分	0.675月分	1.9月分
	12月	1.375 月分	0.675月分	2.05月分
	計	2.6 月分	1.35月分	3.95月分
職制上の段階、職務の級等による加算 有				
特殊勤務手当	火災出勤手当、乗務手当、危険手当、救急・救助出勤手当 救急救命士手当			

時間外勤務手当	勤務日の時間外勤務1時間につき	当該職員の1時間当たりの単価 × 125/100
	勤務日の時間外勤務1時間につき (22時から翌日5時まで)	当該職員の1時間当たりの単価 × 150/100
	週休日の時間外勤務1時間につき	当該職員の1時間当たりの単価 × 135/100
	週休日の時間外勤務1時間につき (22時から翌日5時まで)	当該職員の1時間当たりの単価 × 160/100
	1ヶ月60時間を超える時間外勤務1時間につき	当該職員の1時間当たりの単価 × 150/100
	1ヶ月60時間を超える時間外勤務1時間につき (22時から翌日5時まで)	当該職員の1時間当たりの単価 × 175/100
	夜間勤務手当	22時から翌日5時までの勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価 × 25/100

休日勤務手当	休日の勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価 × 135/100		
管理職手当	部長級の職員	44,300円又は46,100円	
	課長級の職員	33,600円	
管理職員特別勤務手当	部長級の職員	8,000円	
	課長級の職員	6,000円	
	2時間に満たない場合は50/100を乗じて得た額		
退職手当	区分	定年・勸奨（月分）	自己都合（月分）
	勤続20年	30.55	23.5
	勤続25年	41.34	33.5
	勤続35年	59.28	47.5
	最高限度	59.28	59.28
	その他の加算措置等	定年前早期退職特例措置	-

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成23年4月1日現在）

##### （1） 職員の勤務時間

勤務を要する日	勤務時間	休憩時間
日勤者 月曜日～金曜日 （週38時間45分）	8：30～17：15	12：00～13：00
交替制勤務者 3週6休 （3週116時間15分）	8：30	12：00～13：00
	}	17：15～18：00
		翌日8：30

交替制勤務者は、22：00～04：00まで仮眠時間、この間、指定勤務がある場合は05：30までが仮眠時間となります。

標準的なものであり、災害の発生等に伴い変更があります。

##### （2） 職員の休暇制度（平成23年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の内容、日数
年次有給休暇	1年につき20日（最大20日を翌年繰越）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に90日以内（結核疾病については180日）
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり親族を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合に6月以内
特別休暇	産前・産後の休養、忌引休暇、結婚休暇など24種類

( 3 ) 職員の育児休業取得状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区 分	男 性	女 性
育児休業を取得したもの	0 人	0 人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

( 1 ) 分限処分者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

処分の種類 処分の具体的事由	処分の種類				合計
	免職	休職	降任	降給	
勤務実績が良くない場合					0 人
心身の故障の場合					0 人
職に必要な適格性を欠く場合					0 人
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合					0 人
刑事事件に関し、起訴された場合					0 人

( 2 ) 懲戒処分者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

処分の種類 処分の具体的事由	処分の種類				合計
	免職	停職	減給	戒告	
法令に違反した場合					0 人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0 人

6 職員のサービスの状況

( 1 ) 職員の営利企業等従事許可等の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員	0 人
自ら営利を目的とする場合	0 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0 人

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

( 1 ) 職員の教育・研修の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区分	人数	研修内容
消 防 大 学 校	1 人	火災調査科
県 消 防 学 校	19 人	初任科、幹部科、予防科等
研 修 ・ 講 習	62 人	救急救命研修所、薬剤投与・気管挿管講習等

( 2 ) 勤務成績の評定の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

評定の回数	評定の時期	評定の対象人数
1回	12月	107人

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断に関する状況(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容
健 康 診 断	消防組合が実施する一般的な定期健康診断
	深夜勤務従事者に対する6か月ごとの健康診断
	高気圧作業従事者健康診断
胸部レントゲン検診	消防組合が実施する一般検診
人 間 ド ッ ク	医療機関等が実施する総合検診(30歳以上の希望者)

### (2) 公務災害補償制度の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金山口県支部	1件	庁舎清掃中、脚立から降りる際バランスを崩し左足を負傷した(左足関節外果骨折)

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

係属件数	措置要求件数
0件	0件

### (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

係属件数	不服申立件数
0件	0件

### (5) 職員共済事業

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法等の規定により、市町村職員共済組合が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対し経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

また、光地区消防組合職員共済会は職員の掛金と、構成市町からの交付金を主な財源に、慶弔、元気回復、健康増進事業などを実施しています。